

令和5年度第1回「人権行政に関する懇話会」議事概要

【日 時】 令和5年8月3日（木）15：00～17：00

【場 所】 アクロス福岡 606 会議室

【出席者】 ○：懇話会委員

新谷委員、野々村委員、松原委員、八尋委員 ※小出委員欠席

●：事務局

人権部長、人権推進課長、地域施策課長、人権啓発センター所長 他

【傍聴人】 なし

【議 題】 1 「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画」の令和4年度実施状況について

2 福岡市人権教育・啓発基本計画 次期実施計画の策定について

（事務局より、資料に基づき内容を説明）

【発言要旨】

議題1 「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画」の令和4年度実施状況について

（次期実施計画の策定について）

○障がいの概念については、これまでメディカルモデルからソーシャルモデルに変わってきたが、昨年の国連の報告書では、リーガルモデルという表現が使われており、国や地方自治体など公的機関には基本的人権を保障する責務があるという、踏み込んだ表現になっていると思った。人権尊重から人権保障へと段階が上がってきているのではないか。次期実施計画の策定にあたっては、人権の考え方が変化していることを踏まえながら、これまでの「思いやり」や「相互に認め合う」などの表現での啓発からもう一步進んだ、「保障」という考え方によっていく必要があるのではないか。

（「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」について）

○資料1の8頁にある「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」（以下、「指針」という）とはどのようなものか。行政の現場で、人権尊重の点でどう行動すべきか定めているか。

○人権問題を取り巻く状況は変化しており、「指針」の改定が必要ではないか。

●「指針」は、職員一人ひとりに市民の人権を守る使命があることなど、職員が踏まえるべき普遍的な基本姿勢を定めたもの。これまで継続して活用しているところであり、今後も活用していきたい。また、個別の人権課題については、研修実施において、市職員への啓発に努めている。

（人権教育について）

○同和教育をきちんと受けている今の若い教員が、同和教育に自信が持てない、分からない

というのは、人権について、自ら敷居を高くしているのではないか。授業でごく当たり前のことや社会のルールを教えることは、すべて人権に関わっているが、それを「人権」という言葉にした途端に敷居が高くなるようだ。

- 人権読本「ぬくもり」（以下、「ぬくもり」という）の使われ方がもうひとつだと思う。また、現在の「ぬくもり」には出てこない内容のものが、新たに人権課題として多く出てきている。次の「ぬくもり」についても考えていく必要があるのではないか。
- 「ぬくもり」の使用回数は徐々に増えてきているところである。引き続き、授業外の活用のため、人権教育担当者の研修等において具体的な活用事例を紹介し、各教科における補助的な活用や授業以外の活用を促進するとともに、校長会を通じて活用促進について周知徹底を図る。また、「ぬくもり」の改訂については、今後どのような方向で行っていくかを検討しているところである。
- ハンセン病問題についての国に提出された提言において、正規教科の一つに「人権」という教科を作るよう国に要求している動きがある。ハンセン病問題だけではなく、女性の人権や部落差別なども含めて、教科として位置付けることを求めている。

（啓発手法について）

- 資料4「問37 講演会や講座への参加状況」で、「開催されていたことを知らない」という人が半数を超えている。「人権」という言葉自体が難しいので、例えば、講演会のタイトルを分かりやすい表題に変えるなどの工夫をすることで、啓発にも関心を持ってもらえるのではないか。

議題2 福岡市人権教育・啓発基本計画 次期実施計画の策定について

（啓発手法について）

- 若年層にどう伝えるか、「他人ごと」を「自分ごと」にどう置き換えるか、この2点ができていないと、参加者に内容が伝わらないのではないか。著名人を呼んで会場が満員になっても、著名人を見にきているのであって、人権を学びにきているとは言えない。
- 人権被害に遭っていない人は、啓発を受けたり、講演会に参加して、初めて被害に遭った人の状況を知ることができる。
- 体験談も貴重だが、伝わる範囲が限定的な部分もあるように思う。映画やドキュメンタリーを使った啓発においてもリアリティを感じることができるのではないか。物語として体験する方がよい。

（若年層への啓発について）

- 若年層は被害について言語化することが難しく、同世代にタイムリーに共有ができない。
- 子どもは学校などの狭い範囲で生活しており、世の中の出来事について、リアリティを持って見ることができていないので、リアルな実体験を伝えることで、若年層にもよく伝わ

と思う。

(差別や人権侵害の経験について)

- 資料4の「問6 差別や人権侵害をされた経験」で差別や人権侵害をされたと思ったことが「ある」と回答した人の被害実態を深く掘り下げ、「ない」と回答した人たちと共有することで被害を自分ごととしてイメージすることができるのではないか。具体的な内容を伝えていくことが、「他人ごと」を「自分ごと」にしていく過程で一番大切だと思う。
- 資料3の「各人権分野の主な取組み、現状と課題」について、教育・啓発に関する部分と、制度や保障に関する部分を区別して、後者を整理して、人権を侵害されたと思った人が、まず相談できるところがどこで何をしてもらえるのか、分かりやすく周知する必要がある。
- 自分が人権侵害をされているという意識を持てることが大切。人権侵害をされた人が、人権侵害を受けたかどうか自体が分かっていないと、相談に行くことはない。「どこに行けば何ができるか」ということが見えてくると「相談してみよう」となるが、人権問題はそこが見えにくいと感じる。
- SNSは多くの人々が利用しており、悪い影響もあるかもしれないが、現実では話ることができない思いを共有できる場でもある。SNSで「人権侵害をされたときにどうすればいいのか」を発信すれば、「自分は被害に遭っている」と知ることができるし、深刻さを軽減できると思えるのではないかと感じる。自治体ができることはそこだと思う。
- 一方、一般的にインターネットを利用するときは自分の興味のあることしか見ない。若い世代にどうやって正しい情報を与えていくか考える必要がある。
- 教育や啓発は自分の意識を変えることにはなるが、例えば「思いやりの心を持ちましょう」と言われても、気持ちだけで人権問題が解決するわけではない。人権問題を解決するための取組みや制度についても発信していく必要がある。

(人権問題への関心について)

- 資料4の「問4 人権問題に関心があると回答した割合」について、「関心がある」と回答した割合と現実社会は別物だと感じる。人権を侵害されようが、諦めているように思う。諦めているということは、人権について理解しようとも思わず、どんどん関心がない方向に向かっているのではないかと心配している。若い人たちは世の中の社会的事象そのものに関心がなくなっており、興味のあるところは見るが、そうではないところには関心がない。
- 人権を侵害されたことがない人たちが、侵害された人たちの深刻さを共有しないと、関心はなくなり、人権は「尊重されている」という回答になる。リアルな体験談を聞くなど、人権侵害について共有できると、「社会で解決しないといけない」と思う人が増え、関心は上がり、「もっと人権は尊重されるべき」となりうる。この二つの数値の増減だけで、良し悪しの判断はできないのではないかと感じる。